

一般社団法人 次世代型航空機部品供給ネットワーク規約

会員規約

(名称)

第1条 本ネットワークは、次世代型航空機部品供給ネットワーク（以下「本会」という）と称し、英文では Next-generation Aviation Parts Suppliers Network（略称 On the Wings of OSAKA 「OWO」）と表示する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の運営に携わる事務局について、別途事務局規定を設ける。

(目的)

第3条 本会は、次世代型航空機に対応した部品供給をはじめとする航空機体開発への参画を実現するために、パートナーシップ型ネットワークを形成し、航空機市場への参入に必要な取り組みを共同で行うことで、航空機市場及びその関連産業に通用する技術を確保し、販路開拓を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1) 次世代型航空機に関する調査、研究、開発、製品化等、部品供給を実現するための事業。
- 2) 次世代型航空機に関する情報提供事業。
- 3) 開発データや取引関係データなどの機密を保持するための仕組み、特に電子的データに関する取り扱いに関して秘密保持をする仕組みを構築するための事業。
- 4) 会員相互の交流を促進するための事業。
- 5) 航空機関連企業をはじめ、本会の目的に合致する団体、企業、機関等との相互交流を促進するための事業。
- 6) 航空機関連部品の試験、試作、受注、販路開拓等に係る共同事業。
- 7) 会員の抱える技術課題、経営課題を解決するために必要な情報提供、コンサルティングに係る事業。
- 8) 航空整備、航空システム、自家用飛行機のパイロット等航空機に関連する人材の養成教育の為の事業
- 9) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 員)

第6条 本会は、正会員・賛助会員・特別会員（以下「会員」という）によって構成する。正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同する者。
- 2) 賛助会員 本会が発信する各種情報を受ける者。
- 3) 特別会員 第3条の目的達成のために必要と認められ、役員会の承認を得た者。

(顧問・アドバイザー)

第7条 本会は、円滑な事業の実施を図るために、本会への助言を行う顧問・アドバイザーを置くことができる。

- 2 顧問・アドバイザーについては、役員会の承認を得、会長が委嘱する。
- 3 顧問・アドバイザーへの講演、指導依頼、謝金については別途指針を設ける

(入 会)

第8条 本会の正会員・賛助会員になるためには、所定の入会届の提出及び会費の納入をもって入会とする。

- 2 正会員になるためには前項の他、正会員として必要なセキュリティシステム等に対応するとともに、既存正会員1名以上の推薦を得なければならない。推薦がない場合は役員会の承認を得なければならない。
- 3 個人（大企業OB・大学教授等）及び団体（地方自治体・当会と同等のクラスター等）が正会員になるためには、第8条1項の他に正会員として必要なセキュリティシステム等に対応するとともに、役員会の承認を得なければならない。
- 4 特別会員は、役員会の承認を得て入会とする。

(秘密情報)

第9条 本会における「秘密情報」とは、各当事者が、次世代型航空機部品供給ネットワークにおける活動に際して、他の当事者の全部または一部に対し秘密である旨を表示した書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する自己の技術上および営業上の情報、その他一切の情報をいう。ただし、口頭または視覚的手段によって開示した情報については、開示前に秘密である旨を明らかにして被開示者に通知したものを「秘密情報」とする。ただし、次に掲げる情報は秘密情報に含まない。

- 1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- 2) 開示の時点で公知の情報
- 3) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 4) 開示後、秘密保持義務を負わない第三者から適法に入手した情報
- 5) 開示後、開示者が第三者に秘密保持義務を課すことなく開示した情報

(秘密保持)

第10条 会員は、他の会員から開示を受けた秘密情報を善良な管理者の注意をもって保持し、当該の会員の書面による事前の承諾のない限り、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。

2 会員は、秘密情報を、本目的遂行のために必要な範囲に限り、会員の属する企業の役員、従業員に対して開示することができる。この場合、各当事者は、当該役員および従業員に本規約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該役員および従業員による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

3 本規約第11条に規定する退会後終了後においても、当該の会員の書面による事前の承諾なくして、第三者に開示・漏洩してはならない。

(退会)

第11条 会員は、退会届(様式自由)を提出することによって退会することが出来る。

2 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす

- 1) 法人・団体が解散または消滅した場合
- 2) 年会費を相当期間滞納した場合
- 3) 本会規約を違反し、もしくは本会の品位を著しく損ねた場合、または役員会が退会勧告を実施した時。

(役員企業)

第12条 本会を円滑に運営するため、次の役員を置くものとする。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 監事 1名以上

(役員企業の選任)

第13条 役員企業は、総会で選任する。

- 1) 会長は、役員企業の互選により選出する。
- 2) 会長は、副会長・会計・監事を指名することができる。

(役員企業の職務)

第14条 役員企業の任務は、次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し、役員会を招集し業務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。監事は議決権を有しない。

(役員企業の任期)

第 15 条 役員企業の任期は 1 期 2 年とし、再任は妨げない。

2 会長は、役員企業に欠員が生じた場合、速やかに指名補充する。補充役員は、前任者の残存期間とする。

(総会)

第 16 条 総会は次のとおりとする。

- 1) 総会は、年 1 回開催し、会長がこれを召集する。
- 2) 総会の議長は、会長がこの任にあたる。
- 3) 総会は、正会員をもって構成し、過半数(書面をもって予め意思表示をした者及び代理人をもって表決した者を含む)の出席をもって成立する。
- 4) 総会は、事業報告、決算報告、監査報告、事業計画、予算及び本会の運営に関する重要事項を議決する。
- 5) 総会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 6) 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 7) 規約の改廃は総会において行わなければならない

(役員会)

第 17 条 役員会は、会長が招集し、議事は、出席者の過半数(書面をもって予め意思表示をした者及び代理人を持って表決した者を含む)をもって議決する。

(研究会)

第 18 条 本会は、第 4 条各号に掲げる事業を行うため、役員会の承認を得て、研究会を設けることができる。

- 2 研究会は、正会員をもって構成する。
- 3 研究会業務の遂行のために幹事を置く。
- 4 幹事は、正会員の中から役員会で選任する。
- 5 幹事は、役員会に出席し、研究活動に関する報告を行うことができる。

(経費)

第 19 条 本会の経費は、会費、協賛金、寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

第 20 条 会員は、本規約に定める会費を納入しなければならない。

(会費の規定)

第 21 条 第 19 条の規定に基づき、会費規定を次のとおり定める。

1) 会員の一口年会費を次のとおりとする。但し、消費税は外税とする。

正会員	50,000円
個人・団体正会員	10,000円
賛助会員	5,000円
特別会員	会費は徴収しない

会員は、年会費一口以上を納入する。

2) 特別の会費を必要とする時は、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

3) 会費の納入は年 1 回とし、毎年度 4 月末までに納入しなければならない。

4) 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

5) 本会の事業実施に関して必要な経費は、役員会の議決を得て、会長がこれを定め、徴収する。

6) 年度途中で賛助会員が正会員になった場合は、納入すべき会費は所定の会費の差額とする。

7) 10 月 1 日を過ぎて入会する正会員（個人・団体正会員を含まない）の会費は、一口年会費の半額とする。その場合、次の年度からの会費は、1 項に定める通りとする。

(会計年度)

第 22 条 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、総会で定める。

(附 則)

1. この規約は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本会設立当初の事業年度・会計年度は本規約の規定にかかわらず平成 18 年 3 月 31 日までとする。

3. 本会設立当初の役員任期は、第 15 条の規定にかかわらず平成 18 年 5 月 31 日までとする。

4. 本会の設立当初の正会員は、発起人とする。

5. この改定規約は平成 17 年 11 月 28 日から施行する。

平成 17 年 11 月 28 日一部改訂

平成 18 年 4 月 14 日一部改訂

平成 20 年 4 月 21 日一部改訂

平成 21 年 4 月 23 日一部改訂

平成 22 年 4 月 23 日一部改訂

平成 23 年 4 月 15 日一部改訂

平成 24 年 4 月 24 日一部改訂

平成 26 年 5 月 13 日一部改訂